

II 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

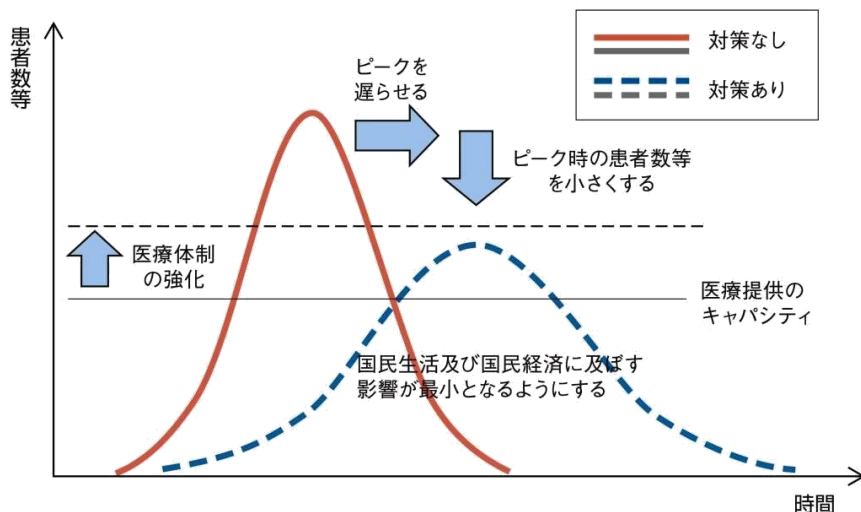
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能です。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、交通手段の発達による人的交流の増大などからも、我が国への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には国民の多くが罹患するものであり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、市としても国や北海道と緊密に連携し、国や北海道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
 - ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制の負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ・ 適切な医療体制構築への協力により、重症者数や死亡者数を減らすようにします。
- イ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
- ・ 地域での感染対策等により欠勤者の数を減らします。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

(参考) 対策の効果 概念図 (政府行動計画より)



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならず、過去に発生したインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものとしています。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められます。

市は、特措法や政府行動計画、北海道行動計画を踏まえ、国や北海道、近隣市町と連携し、市における感染拡大を可能な限り阻止し、市民の健康被害を最小限に抑え、安心安全を確保し、社会機能を維持することを目的として対策を進めます。

以下は政府行動計画や北海道行動計画に即した市の基本的考え方です。

ア 発生段階に応じた感染対策

- ・ 発生前の段階から発生に備え、事前の市民向け啓発や接種体制整備などの準備を周到に行います。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生し、道内で未発生である段階では、北海道や近隣市町と連携し対策実施のための体制を整え、新型インフルエンザ等の感染防止と侵入遅延対策を行います。
- ・ 道内の発生当初段階では、北海道が感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的として行う患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討のほか、病原性に応じた不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等、北海道が行う各般の対策に協力・連携して、新型インフルエンザ等の感染防止と侵入遅延対策を行います。

なお、国内外の発生当初時点などにおいて病原性・感染力等に関する情報が限られている場合、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、北海道や近隣市町と連携して対策を行います。常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じ、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行います。

- ・ 道内で感染が拡大した段階では、市は、国、北海道、事業者等と相互に連携し、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のため最大限の努力を行います。感染拡大により社会は緊張し様々な事態が生じることが想定されることから、事前に決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。

なお、事態によっては、地域の実情等に応じて、政府や北海道の対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

イ 市や地域全体で取り組む感染対策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせ総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策は、医療体制の負荷を軽減するためにも社会全体で取り組むことによって効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。事業者の従業員のり患等により一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

ウ 市民・事業所それぞれで取り組む感染対策

国や北海道、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するにも限界があります。そのため事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。

特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（サーズ、重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、日頃からの手洗いなど基本的な公衆衛生対策がより重要となります。

(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、国及び北海道の行動計画を基に定めた行動計画により新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時は特措法その他法令、政府行動計画、北

海道行動計画や国が定めるガイドラインに基づき、国、北海道及び近隣市町と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を進めます。

対策の実施にあたり、次の点に留意します。

ア 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては基本的人権を尊重します。

北海道や、近隣市町等との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等を実施するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり法令の根拠があることを前提として、市民に対し十分説明し理解を得ることを基本としします。

イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるようつくられています。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が不要であることもあり得るため、必ずしもそれらの措置がとられるものではないことに留意する必要があります。

ウ 関係機関相互の連携協力の確保

伊達市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月22日条例第8号。）による対策本部（以下「市対策本部」という。）は政府対策本部、北海道対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、必要な場合、市対策本部長から北海道対策本部長に対し、新型インフルエンザ等の対策の総合調整を行うよう要請します。

エ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で市対策本部における新型インフルエンザ対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。